

地域農業と基本法改正

1999年に施行された食料・農業・農村基本法は、わが国の農業の基本理念や政策の方向性を示す。その目的は、国民生活の安定向上および国民経済の健全な発展を図ることである。同法が施行されて24年を経過した今年、農林水産省では検証・見直し作業が行われている。

5月20日に公表された食料・農業・農村政策審議会の基本法検証部会の中取りまとめでは、「20年後の変化を見据える」として、次の4点を改正の基本理念として掲げた。①国民一人一人の食料安全保障の確立の環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換②食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保③農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保である。

この改正による政策展開の方向を地域農業の視点から捉えるために、主に地域農業に関わる③と④の現状について考えてみた。すると中国地方の中山間地域を巡る施策が、改正の流れを既に先取りしているように気がかされる。

広島県は、2020年の経営耕地面積に占める中山間地域の割合は90%と全国一位である。新たな基本理念にある「生産性の高い農業経営の育成」について見てみると、21年に公表した「2025広島県農林水産業アクションプログラム」で既に同様の目標を掲げている。他県では品目別の生産目

中国地方の施策 先行事例に

広島大学大学院総合生命科学研究科教授

細野 賢治



1967年大阪市生まれ。大阪府立大学農学部卒。92年寝屋川市都市計画課。94年九州共立大助手、講師、助教を経て2009年広島大准教授、20年現職。専門は農業経済学。著書に「ミカン産地の形成と展開」など。

標がまず掲げられることが多い中で、広島県が担い手育成の目標を第一に掲げている点の特徴と言える。例えば「25年に売上高1千万円以上の農業経営体を655に」というように。

その目標達成のためのプロセスも、それぞれの農業経営体の発展過程をあらかじめ想定し、段階に見合った公的支援を行う施策に転換したのが見て取れる。そこには発想の転換がある。理想的な担い手の在り方と、それを実現させるための具体的なプロセスがなければ、地域農業の未来は描けない。と。今や、生産目標を第一に掲げることで農業の担い手が自然に育つ時代ではない。

もちろん産地育成による家族農業経営の持続性向上も引き続き目指していることも留意したい。

次に基本理念の「農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティ

ティの維持」に関して、広島県内の事例を見てみよう。

世羅町が11年に開始した「世羅産業創造大学」は興味深い。55歳未満のIターン、Uターン者を対象として行政と地元農業者が一体となって新規就農者の生産・販売技術研修や農地・住居のあっせんなどを支援する制度である。

30人以上がこの制度に基づいて研修を受けたが、卒業生の中には地域外の非農家出身にもかかわらず人柄や農業への取り組み姿勢が地元農業者に認められ、集落営農法人の構成員として農業生産を行っているケースもある。また地元農業者が研修に関わることで、早い段階から研修生の姿勢を把握でき、移住者は農村集落内で早期の信頼関係の構築が可能となる。

広島県が基本法の見直しに先駆けて、これらの施策を可能にした背景には何があるのか。

農業条件が不利な状況において地域農業を維持することの重要性を認識し、いち早く施策を講じてきた先人の知恵と、これらを引き継いで発展させた関係者の努力が指摘できよう。

かたに言えば、これらは広島県

に限らず、経営耕地面積の69%を中山間地域が占める中国地方の5県において、例外なく進められてきたことでもある。

だからこそ改正基本法で新たな基本理念を基に施策を講じるに当たっては、中国地方で既に実施された施策を先行事例として位置付け、都道府県の農業構造を踏まえつつ横展開の可能性を追求する必要があるだろう。

一方で、これまでのわが国の農業政策を振り返ると、地域によって農業条件に格差があることを無視し、単眼的な視点から進められてきた経緯がある。

中国地方の農業・農村がいち早く危機的な状況に陥った最大の要因は、政府の単眼的な農業政策にある。改正基本法の下では、このことを最大の教訓とし、農業条件における地域間格差に配慮した政策の立案と実施体制の構築が望まれている。

